

まちづくり メールニュース

Vol. 246
(H28. 8. 31)

北海道開発局都市住宅課
まちづくり相談窓口

今号の記事

- 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行（9月1日より）
- 文化遺産を活用した“イベントとまちづくり”～都市地域づくりをテーマにしたセミナーの開催～（9/17 小樽市）
- 日本都市計画学会北海道支部研究発表会の開催～発表者・参加者の募集～（10/29 北大）
- 花王・みんなの森づくり活動助成の募集を開始
- 9月1日～10日は「屋外広告物適正化旬間」、9月は「屋外広告物クリーン強調月間」（北海道）です

まちづくりに関して紹介したい地域の取組、配信アドレスの変更等については、
まちづくり相談窓口（メールはこちら）まで

※配信希望は随時受け付けております。

各項目の○をクリック
すると、各項目見出し
にジャンプします

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行 (9月1日より)

先の第190回国会において成立した、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」について、施行期日を定める政令等が8月24日に閣議決定され、9月1日より施行となりましたので、改正法の概要について、本メールニュース240号でも掲載しておりましたが、改めてお知らせいたします。

【8月24日に閣議決定された政令】

- (1) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
 - (2) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
- ※政令に関する詳細はこちらの[国土交通省HP](#)をご覧ください。

【改正法の概要】

(1) 都市の国際競争力・防災機能の強化

＜国際ビジネス・生活環境の整備＞

- ① 民間都市再生事業計画の認定申請期限の延長・認定処理期間の短縮
(申請期限：平成 29 年3月末まで→平成 34 年3月末までに延長)
- ② 公共施設等に限られていた民間都市開発事業に対する金融支援※の範囲に、国際会議場施設等の整備費を追加
※金融支援：民間都市開発推進機構による支援

＜大規模災害に対応する環境整備＞

- ③ 都市再生安全確保計画に基づく、災害時にエリア内のビルにエネルギーを継続して供給するためのビル所有者とエネルギー供給施設※の所有者による協定（非常用電気等供給施設協定）制度の創設

※エネルギー供給施設：
発電機、ボイラー、電力線、熱導管等から構成



＜事業のスピードアップのための支援の強化・重点化＞

- ④ 建築物の道路上空利用が可能な地域を、特定都市再生緊急整備地域から都市再生緊急整備地域全域へ拡充
- ⑤ 都市再生緊急整備地域指定の見直し制度の明示

(2) コンパクトで賑わいのあるまちづくり

＜まちなかへの都市機能の効率的な誘導＞

- ① 地域内にある有用な既存ストックを残しつつ、地域の身の丈にあった市街地整備を可能とする手法（市街地再開発事業における個別利用区*制度）の創設

※個別利用区：市街地再開発事業で造成される施設建築敷地以外の建築物の敷地となる土地の区域

これまで

市街地再開発事業で、既存建築物を残しながら事業を実施するには、施行地区内の関係権利者全員の同意が必要。

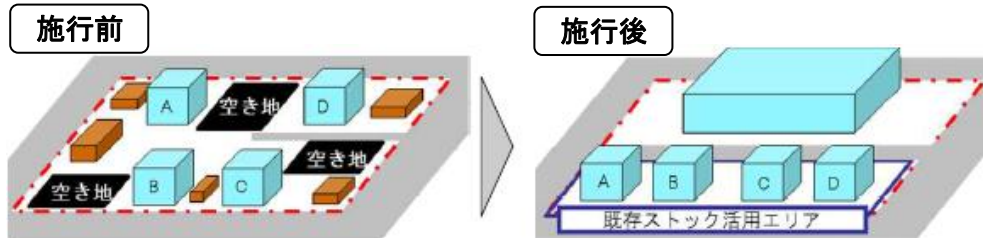
制度改正により

関係権利者全員の同意によることなく、有用な既存建築物を残しつつ土地の整序を行い、散在する低未利用地を集約して有効活用することが可能に。

→ 連続的な街並みの形成・にぎわいの創出が可能に。

- ② 特定用途誘導地区*で市街地再開発事業を実施できることとするなど、市街地再開発事業の施行要件の見直し

※特定用途誘導地区：都市計画に、まちなか誘導施設（医療施設、福祉施設、商業施設等）の整備促進を図る地区として、立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内に定めることが可能



身の丈にあった規模の市街地整備（イメージ）

＜官民連携によるまちの賑わい創出＞

- ③ 空き地・空き店舗を有効に活用するための協定（低未利用土地利用促進協定）制度の創設
市町村・都市再生推進法人等が低未利用土地の所有者等と居住者等利用施設（緑地、広場、集会場等）の整備及び管理について協定を締結し、整備及び管理を行うことが可能に。

- ④ 賑わいの創出に寄与する施設（観光案内所、サイクルポート等）の都市公園の占用を可能に



空き地を活用したまちなかの賑わいの創出（イメージ）

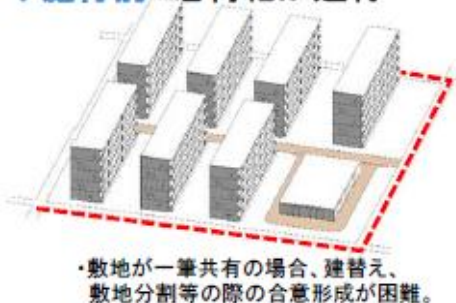


都市公園へのサイクルポート設置（イメージ）

(3) 住宅団地の再生

土地の共有者のみで市街地再開発事業を組合施行する場合に、各共有者をそれぞれ一人の組合員として扱い、2/3合意での事業推進を可能に

◇施行前 老朽化が進行



◇施行後 再生事業の円滑な推進



文化遺産を活用した“イベントとまちづくり” ～都市地域づくりをテーマにしたセミナーの開催～

公益社団法人日本都市計画学会北海道支部は、9月17日（土）に都市地域づくりをテーマにしたセミナーを開催します。

講師を務める「旧岡崎家能舞台を生かす会」会長の三ツ江匡弘氏は、老朽化が激しい北海道最古の常設能舞台である「旧岡崎家能舞台」（小樽市）の再建に取り組んでおり、同会の活動として「能楽体験教室」、「おたる市民能」の公演、体験講座「能楽体感ゼミナール」など様々なイベントの企画・実施により、地域における能楽普及に努めています。

こうした活動が地域コミュニティの再生や地域文化隆盛の一翼を担う「まちづくり」につながっていることで、「旧岡崎家能舞台を生かす会」は、2010年に北海道新聞社第9回「北のみらい奨励賞」、2011年に第19回「北海道地域文化選奨」、2015年に第21回「小樽市都市景観賞」を受賞しています。



旧岡崎家能舞台を生かす会「能楽体感ゼミナール」

◆日時：平成28年9月17日（土）15:00～17:30

◆集合：14:45 小樽市公会堂（小樽市花園5-3）

◆場所：見学会 旧岡崎家能舞台ほか小樽市公会堂
意見交換会 小樽市公会堂 3号室

◆プログラム

第1部 15:00～15:50 見学会 旧岡崎家能舞台
講師 三ツ江 匡弘 氏
(旧岡崎家能舞台を生かす会会長)

第2部 16:00～17:30 意見交換会 一文化遺産を活用したまちづくりー
ゲスト 内田 純一 氏
(小樽商科大学ビジネススクール)

※参加を希望する方は、参加申込書により **9月14日（水）**までに申し込みください。

なお、参加費は無料です。

お問い合わせ・申込先及び参加申込書は[こちら](#)をご覧ください。

日本都市計画学会北海道支部研究発表会の開催 ～参加者の募集について～

公益社団法人日本都市計画学会北海道支部は、10月29日（土）に「平成28年度研究発表会」を開催します。本発表会は都市計画に関する日頃の研究内容や実践活動を発表する機会を広く設けることを目的としており、今年で5回目となります。

発表は、自らの研究を一枚のポスターにまとめて掲示する「ポスターセッション」と、このうち北海道支部から依頼された研究を口頭で発表する「研究発表セッション」の2つの形式で行われます。

ポスターのエントリー期限は当初8月末となっておりますが、9月10日（土）変更になりました。発表内容は研究論文に限られず、都市・地域づくりの現場で実用性に寄与する実務報告や実践報告も対象で、聴講参加・懇親会の参加は会員に限らず誰でも申し込みが可能です。

■開催日時 平成28年10月29日（土）13:00～17:00

■開催場所 北海道大学人文社会科学総合教育研究棟 共同講義室2
札幌市北区北10条西7丁目

■プログラム

13:00～14:00	ポスターセッション
14:00～15:00	基調講演 原文宏氏 (一般社団法人北海道開発技術センター理事・地域政策研究所長) 「イベント・観光とまちづくり(仮題)」
15:00～17:00	研究発表セッション・優秀ポスターの表彰式
17:30～	懇親会

◇研究発表テーマ

「都市と田園」：平成26年度から5年間の統一テーマ

「イベントとまちづくり」：本年度（平成28年度）のサブテーマ

その他にテーマを設けていない「一般部門」もあります。

■参加費 500円（資料代含む）

■研究発表会のポスター発表へのエントリー締切 **9月10日（土）**（資料提出は後日）

■聴講および懇親会の参加申込み締切 **10月22日（土）**

■詳細につきましては[開催要領](#)をご覧ください。

（※エントリーシートもあります。）

◇お問い合わせ先

公益社団法人日本都市計画学会北海道支部
研究発表会実行委員会事務局（担当：八百板、上田）
TEL：011-706-5371
Mail：kenkyu@cats.hokudai.ac.jp

花王・みんなの森づくり活動助成の募集を開始

公益財団法人都市緑化機構では、花王株式会社との共催により実施する「2016年度花王・みんなの森づくり活動助成」の募集を行っております。

本助成は、次の世代の子どもたちに緑豊かな環境を継承することを目的に、市民による森づくりや環境教育といった緑を守り育てる活動を支援するもので、2000年から実施しており、これまでにのべ426団体を支援しています。

【募集期間】 平成28年8月1日（月）～10月14日（金）

【助成内容】

- ・ 私たちが生活する身近な場所での市民による「森づくり活動」と「環境教育活動」に要する費用として初年度・2年目各50万円、3年目25万円を上限に助成
- ・ 助成期間は平成29年3月～平成32年3月まで

【対象団体】

- ・ 国内で身近な緑を守り、育てる活動（森づくり活動）に取り組んでいる団体
- ・ 国内で緑地をフィールドに緑とふれあい、環境保全の心を育む活動（環境教育活動）に取り組んでいる団体

※昨年度の助成先はこちらです→[助成先一覧](#)（公益財団法人都市緑化機構HPより）



2015年度助成団体の活動の様子

（左：NPO法人 豊かな森川海を育てる会／右：NPO法人 もりメイト倶楽部 Hiroshima）

【詳細につきましては、[公益財団法人都市緑化機構HP](#)をご覧ください。】

◆応募先・お問い合わせ先◆

公益財団法人都市緑化機構「花王・みんなの森づくり活動助成」事務局
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-2-4 田村ビル2F
TEL：03-5216-7191
FAX：03-5216-7195
Mail：midori.info@urbangreen.or.jp

9月1日～10日は「屋外広告物適正化旬間」、 9月は「屋外広告物クリーン強調月間」（北海道）です

平成16年に景観法の制定、屋外広告物法の改正等が行われ、各地で良好な景観の形成に向けた取組が進展しているところです。一方で、屋外広告物については依然として景観との調和を欠いたものが見受けられます。

屋外広告物の適正化については、地方公共団体において様々な取組が独自に行われていますが、国としても、全国において企業や国民に対し、意識啓発を図ることを目的とし、平成22年度より9月1日から9月10日までを「屋外広告物適正化旬間」として設定しました。

当該旬間を中心に、全国において、関係団体とも連携し屋外広告物法及び同法に基づく条例の普及啓発、違反屋外広告物に対する国民や企業の意識啓発等を推進します。

※詳しくはこちらの[国土交通省 HP](#)をご覧ください。

【北海道の取組】

北海道では、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を図るため「北海道屋外広告物条例」を定めています。

この制度を道民のみならず知っていただき、安全で美しい広告景観をつくるために6月と9月を『屋外広告物クリーン強調月間』と定め、市町村や関係機関と協力して広報活動やパトロール等を行っています。

※詳しくはこちらの[北海道 HP](#)をご覧ください。

○良好な広告景観形成のための連携協定

『北海道』と『一般社団法人北海道屋外広告業団体連合会』は、良好な広告景観の形成に向けて、相互に連携・協力して取組を行う連携協定を締結しています（平成24年6月より）。

- 協定内容：
- 1 北海道屋外広告物条例の周知
 - 2 屋外広告物に関する技術的助言
 - 3 各（総合）振興局の事業実施に対する支援
 - 4 良好な広告景観形成に資する事業

【屋外広告セーフティホットライン】

上記の協定による連携事業の一環として、屋外広告物の安全対策を進めるため、道民の皆様や屋外広告業者が発見した「安全上の問題のある可能性のある屋外広告物」についての連絡・相談の受け皿のひとつとして、（一社）北海道屋外広告業団体連合会（北広連）に連絡窓口「屋外広告セーフティホットライン」が開設されています（常時）。

同ホットラインでは、生活圏内で発見した『安全上問題があるような屋外広告物』についての連絡、又は相談を受け付けています。 ※詳細は[リーフレット](#)（北海道 HP）をご覧ください。

セーフティホットライン連絡先（北広連）

FAX 011-641-1560
E-MAIL hokouren@isis.ocn.ne.jp

※皆さまから頂いた個人情報については、他に流用することはありません。

物件の調査（安全性の確認等）

関係行政機関へ連絡